

なお、住宅の維持保全については、躯体（屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。）又はその直下の天井、壁、床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。以下同じ。）及び外周が外気に接する土間床等をいう。以下同じ。）及び開口部の断熱性能等に係る維持保全については、その断熱性能等の低下を抑制するため、次に掲げる事項について定期的に点検し、必要に応じて適切に補修すること。

- ① 屋根及び外壁の表面のひび割れ、剥がれ等の有無
- ② 開口部の建具の破損、隙間等の有無
- ③ ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分の破損の有無

2 空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

- (1) 空室の空気調和負荷の特性等に配慮して採用した空気調和設備のシステムの維持保全をすること。
- (2) 風道、配管等の点検、補修等により、エネルギーの損失を抑制するために採用した熱搬送設備の維持保全をすること。
- (3) 熱源機器、ポンプ、空気調和機等の作動状況の点検等により、採用した空気調和設備の制御方法の維持保全をすること。
- (4) 熱源システムの点検等により、採用した熱源システムのエネルギーの利用効率を維持すること。

3 空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

- (1) 風道等の点検、補修等により、エネルギーの損失を抑制するために採用した空気搬送設備の維持保全をすること。
- (2) 送風機等の作動状況の点検等により、採用した機械換気設備の制御方法の維持保全をすること。
- (3) 機器の点検、清掃等により、採用した機器の換気能力及びエネルギーの利用効率を維持すること。

4 照明設備に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、照明設備に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

- (1) 照明設備の点検、清掃等により、採用した照明設備の効率を維持すること。
- (2) 照明設備の作動状況の点検等により、採用した照明設備の制御方法の維持保全をすること。
- (3) 保守管理に配慮して採用した設置方法の維持保全をすること。
- (4) 照明設備の配置、照度、室等の形状、内装仕上げ等の維持保全をすること。

5 給湯設備に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、給湯設備に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

- (1) 配管の点検、補修等により、エネルギーの損失を抑制するために採用した配管設備の維持保全をすること。
- (2) 熱源機器、ポンプ等の作動状態の点検等により、採用した給湯設備の制御方法の維持保全をすること。
- (3) 熱源システムの点検等により、採用した熱源システムのエネルギーの利用効率を維持すること。

6 昇降機に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、昇降機に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

- (1) 昇降機の作動状況の点検等により、採用した昇降機の制御方法の維持保全をすること。
- (2) 駆動装置の点検等により、採用した駆動装置のエネルギーの利用効率を維持すること。

7 エネルギー利用効率化設備に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、エネルギー利用効率化設備に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

- (1) エネルギー利用効率化設備の点検、清掃等により、採用したエネルギー利用効率化設備の効率を維持すること。
- (2) エネルギー利用効率化設備の作動状況の点検等により、採用したエネルギー利用効率化設備の制御方法の維持保全をすること。
- (3) 保守管理に配慮して採用した設置方法の維持保全をすること。

別表 3 住宅の断熱材の施工に係る留意事項

断熱材の施工に当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

- (1) 断熱材は、必要な部分に隙間が生じないように施工すること。
- (2) 外壁の内部の空間が外気に通じる天井裏又は外気に通じる床裏に対し開放されている住宅の当該外壁に充填断熱施工によって断熱施工する場合には、当該外壁の上下端部、床、天井又は屋根との取合部に気流止めを設けること。
- (3) 間仕切壁と天井又は床との取合部において、間仕切壁の内部の空間が外気に通じる天井裏又は外気に通じる床裏に対し開放されている場合には、当該取合部に気流止めを設けること。

(4) グラスウール、ロックウール、セロローズファイバー等の繊維系断熱材、グラスウール系断熱材（工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づき日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）A9511（発泡グラスウール保温材）に規定するもの（A種フェノールフォーム3種2号を除く。）、日本工業規格A9521（建築用断熱材）に規定するもの、日本工業規格A9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）に規定する吹付け硬質ウレタンフォームA種1、A種1H、A種2又はA種2Hに適合するもの及びこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。）その他これらに類するものであって透湿抵抗の小さい断熱材を使用する場合には、防湿層（断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気及び水蒸気の侵入を防止するものをいう。）を設けること。ただし、結露の発生防止に有効な措置が講じられていることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

○国土交通省告示第六百十号

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十八号）の施行に伴い、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三四十八号）の一部を改正する告示を次のとおり定める。

平成二十八年四月一日

国土交通大臣 石井 啓一

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程の一部を改正する告示
 排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第十条第一号中「第七十五条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に改め、附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分にシロパネル工法（直交集成板を用いたパネルを水平力及び鉛直力を負担する壁として設ける工法をいう。以下同じ。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第二から第七までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十一号、同令第三項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力

計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十二にそれぞれ指定し、同号イの規定に基づき、C L Tパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第八に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イの規定に基づき、C L Tパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第九に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イの規定に基づき、C L Tパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第十に適合する場合においては、当該構造計算は、同項に規定する同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

平成二十八年四月一日
国土交通大臣 石井 啓一

第一 適用の範囲
C L Tパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を定める等の件

一 高さが六十メートルを超える建築物 第十一に指定する耐久性等関係規定（以下単に「耐久性等関係規定」という。）に適合し、かつ、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算によって安全性が確かめられたものであること。

二 高さが三十一メートルを超え、又は地階を除く階数が四以上の建築物（前号に掲げるものを除く。）次のいずれかに適合するものであること。
イ 第八から第七までに規定する技術的基準（第十二に指定するものを除く。）に適合し、かつ、第八に規定する構造計算によって安全性が確かめられたものであること。

ロ 耐久性等関係規定に適合し、かつ、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十一条第二項第一号ロに規定する構造計算によって安全性が確かめられたものであること。
ハ 前号に定める基準に適合するものであること。

三 高さが三十一メートル以下及び地階を除く階数が三以下の建築物（次号に掲げる建築物を除く。）次のいずれかに適合するものであること。
イ 第八から第七までに規定する技術的基準に適合し、かつ、第九に規定する構造計算によって安全性が確かめられたものであること。

ロ 前二号に定める基準のいずれかに適合するものであること。
四 高さが十三メートル以下、軒の高さが九メートル以下及び地階を除く階数が三以下の建築物次のいずれかに適合するものであること。
イ 第二から第七までに規定する技術的基準に適合し、かつ、第十に規定する構造計算によって安全性が確かめられたものであること。

ロ 前三号に定める基準のいずれかに適合するものであること。

第二 材料

一 構造耐力上主要な部分（間柱、小はりその他これらに類するものを除く。）に使用する直交集成板は、直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三十七十九号。以下「直交集成板規格」という。）に規定する直交集成板又は法第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受け、かつ、平成十三年国土交通省告示第二十四号第一第十九号二及び第二十八号二の規定に基づき、国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定した直交集成板（これらの直交集成板の各ラミナの厚さが二十四ミリメートル以上三十六ミリメートル以下である場合に限る。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、直交集成板の材料特性を適切に考慮し、安全上支障のないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。）とすること。

二 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小はりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、昭和六十二年建設省告示第八百九十八号第一号から第六号までに掲げる基準のいずれかに適合すること。
三 接合部に使用する材料は、その種類に応じて構造耐力上必要な品質を有するものとする。

第三 土台
一 構造耐力上主要な部分である土台を設ける場合にあつては、当該土台は基礎に緊結しなければならない。
二 構造耐力上主要な部分である土台を設ける場合にあつては、当該土台の幅は当該土台の上部に設ける耐力壁の厚さと同寸法以上としなければならない。

第四 床版

一 床版は、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁（最下階に床版を設ける場合にあつては、土台又は基礎）に伝えることができる剛性及び耐力を有する構造としなければならない。ただし、建築物に作用する水平力を負担しない部分については、この限りでない。
二 床版に床パネル（一の直交集成板で次のイからハまでのいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）を使用する場合にあつては、床パネルとして使用する直交集成板の外層ラミナ方向は、当該床パネルの長辺方向又は短辺方向と平行でなければならない。

イ 形状が矩形であり、かつ、構造耐力上支障のある開口部又は欠き込み（以下「開口部等」という。）を設けないもの
ロ 形状が矩形であるものに開口部等を設けたもので、かつ、開口部等を設けない場合と同等以上の剛性及び耐力を有するように当該開口部等の周囲が補強されているもの
ハ 形状が矩形であるものに開口部等を設けたもので、かつ、当該床パネルの剛性及び耐力の低減について特別な調査又は研究の結果に基づき算出した上で構造耐力上主要な部分として構造計算を行うもの

三 床版に床パネルを使用する場合にあつては、床パネルは、平行する二つの壁又ははりによって、構造耐力上有効に支持しなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、安全上及び使用上支障のないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。
四 床版に床パネルを使用する場合にあつては、床パネル相互は、構造耐力上有効に緊結しなければならぬ。この場合において、床パネル相互が接する線と耐力壁線が交さる部分は、当該部分に生ずる引張応力を伝えるように緊結しなければならない。

五 吹抜きその他床版を設けない部分で外壁に接する部分は、はりを設けることその他の方法により風圧力その他の外力に対して構造耐力上有効に補強しなければならない。

第五 壁等

一 耐力壁は、壁パネル（次に掲げるものをいう。以下同じ。）を使用したものとし、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように鈎合よく配置するとともに、C L Tパネル工法を用いる建築物等の最下階の壁パネルを除き、床版の上部に配置しなければならない。この場合において、耐力壁の負担する鉛直力を負担する柱又は耐力壁以外の壁を設ける場合においては、当該耐力壁に代えて当該柱又は耐力壁以外の壁を配置することができる。

イ 無開口壁パネル（一の直交集成板で第四号イからハまでのいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）
ロ 有開口壁パネル（開口部等を有する一の直交集成板でイに規定する無開口壁パネルに該当しないものをいう。以下同じ。）であつて、垂れ壁部分（当該開口部等の直上の部分をいう。以下同じ。）、腰壁部分（当該開口部等の直下の部分をいう。以下同じ。）及び袖壁部分（腰壁部分及び垂れ壁部分以外の部分をいう。以下同じ。）がそれぞれ第四号イからハまでのいずれかに該当するもの

二 壁パネルとして使用する直交集成板の外層ラミナ方向は、当該壁パネルの長辺方向又は短辺方向と平行でなければならない。

三 耐力壁の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合しなければならない。

イ 次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合すること

- (1) 無開口壁パネルを使用し、かつ、有開口壁パネルを使用しないこと。
- (2) 垂れ壁パネル(無開口壁パネルを垂れ壁として使用する場合における当該無開口壁パネルをいう。以下同じ。)を設ける場合においては当該垂れ壁パネルの両側、腰壁パネル(無開口壁パネルを腰壁として使用する場合における当該無開口壁パネルをいう。以下同じ。)を設ける場合においては当該無開口壁パネルの両側に、袖壁パネル(無開口壁パネルを袖壁として使用する場合における当該無開口壁パネルをいう。以下同じ。)(口)に適合する耐力壁の構造と同一の方向(張り間方向及び桁行方向)をいう。以下同じ。併用する場合においては、袖壁パネル及び有開口壁パネルの袖壁部分)を設け、構造耐力上有効に緊結しなければならない。無開口壁パネルは、構造耐力上主要な部分である床版その他の部分と構造耐力上有効に緊結しなければならない。この場合において、無開口壁パネル(垂れ壁パネル及び腰壁パネルを除く。)の上下四隅は、次に掲げる基準に適合しなければならない。
- (i) 次に掲げる部分を緊結すること。
- (イ) C L Tパネル工法を用いる建築物等の最下階の壁パネルと基礎又はこれに類する部分
- (ロ) 上下階の壁パネル相互又は壁パネルと床版、小屋組若しくは屋根版

(ii) 接合部は、当該接合部に生ずる引張応力を伝えるように緊結すること。

ロ 次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合すること

- (1) 有開口壁パネル又は有開口壁パネル及び無開口壁パネル(垂れ壁パネル、腰壁パネル及び袖壁パネルを除く。以下「独立無開口壁パネル」という。)を使用すること。
- (2) 有開口壁パネルの端に袖壁部分を設けない場合においては、当該有開口壁パネルの垂れ壁部分又は腰壁部分(袖壁を設けていない部分に限る。)は、当該有開口壁パネルと同一方向に設けた独立無開口壁パネル(イ)に適合する耐力壁の構造と同一の方向で併用する場合においては、無開口壁パネル(垂れ壁パネル及び腰壁パネルを除く。)又は他の有開口壁パネルの袖壁部分と構造耐力上有効に緊結しなければならない。
- (3) 独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルは、構造耐力上主要な部分である床版その他の部分と構造耐力上有効に緊結しなければならない。この場合において、独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルの袖壁部分の上下四隅は、イ(3)(i)及び(ii)に掲げる基準に適合しなければならない。

ハ 次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること

- (1) 口(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。
 - (2) 独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルは、構造耐力上主要な部分である床版その他の部分と構造耐力上有効に緊結しなければならない。この場合において、独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルの上下四隅(有開口壁パネルの端に袖壁部分を設けない場合においては、当該有開口壁パネルの垂れ壁部分又は腰壁部分(袖壁を設けていない部分に限る。)(隅部を除く。))は、イ(3)(i)及び(ii)に掲げる基準に適合しなければならない。
- 四 地階の壁は、鉄筋コンクリート造としなければならない。ただし、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分以外の壁は、構造耐力上安全なものとした壁パネルを使用することができる。

第六 小屋組等

第四第一号から第五号までに掲げる基準に適合する構造としなければならない。この場合において、これらの規定(第四第一号を除く。)中「床版」とあるのは「小屋組又は屋根版」と、「床パネル」とあるのは「屋根パネル」と、同号中「床版は」とあるのは「小屋組又は屋根版は」と、「耐力壁(最下階に床版を設ける場合にあつては、土台又は基礎)」とあるのは「耐力壁」と読み替えるものとする。

第七 防蟻措置等

一 土台及び耐力壁が基礎と接する面の下地には、防水紙その他これに類するものを使用しなければならない。

二 地面から一メートル以内の構造耐力上主要な部分(床版の屋外に面しない部分を除く。)に使用する木材には、有効な防蟻措置を講ずるとともに、必要に応じて、しるありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

三 構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分は、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造とするか、又は腐朽及びしるありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

四 腐食のおそれのある部分及び常時湿潤状態となるおそれのある部分の部材を緊結するための金物には、有効なさび止めのための措置を講じなければならない。

第八 保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算
令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

一 令第三章第八節第一款の二に定めるところによること。この場合において、令第八十二条の三第二号中「各階の構造特性を表すものとして、建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靱性を考慮して国土交通大臣が定める数値」とあるのは、「平成二十八年国土交通省告示第六百一十一号第八二号に定める数値」と読み替えるものとする。

二 建築物の各階のDsは、次のイからトまでに定める基準に適合する場合においては耐力壁の構造並びに無開口壁パネル(垂れ壁パネル及び腰壁パネルを除く。)及び有開口壁パネルの袖壁部分(以下「無開口壁パネル等」という。)の長さに応じて次の表に掲げる数値以上の数値とし、当該基準に適合しない場合においては〇・七五以上の数値とする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができる。

- イ 耐力壁の構造が、次のいずれかに適合するものであること。
- (1) 第五第二号及び第三号イ(2)を除く。又はロ(2)を除く。に掲げる基準に適合すること。
- (2) 第五第二号及び第三号ハ(1)(同号ロ(2)に係る部分に限る。)を除く。に掲げる基準に適合すること。

ロ 無開口壁パネル等の長さが九十センチメートル以上であること。

ハ 垂れ壁パネル及び有開口壁パネルの垂れ壁部分(以下「垂れ壁パネル等」という。)並びに腰壁パネル及び有開口壁パネルの腰壁部分(以下「腰壁パネル等」という。)の長さが七十センチメートル以上四メートル以下であること。

二 引張応力を負担する接合部(以下「引張接合部」という。)が、その緊結する部分に応じて、それぞれ次に定める基準に適合すること。

- (1) 第五第三号イ(3)(i)に掲げる部分 当該接合部の引張応力に対して有効な部分の終局引張耐力時の変形量が四センチメートル以上で、伸び率が(当該接合部の引張応力に対して有効な部分の長さに対する当該部分の終局引張耐力時の変形量の割合をいう。以下同じ。)が十パーセント以上であること。
- (2) 第五第三号イ(3)(ロ)に掲げる部分 当該接合部の引張応力に対して有効な部分の終局耐力時の変形量が二センチメートル以上で、伸び率が十パーセント以上であること。

ホ 垂れ壁パネル等を設ける場合にあつては、次に掲げる措置又はこれと同等以上に有効な垂れ壁パネル等の脱着防止措置を講じていること。

(1) 垂れ壁パネルを設ける場合にあつては、袖壁パネルに幅が四十五ミリメートル以上の欠き込みを設け、又は厚さが当該垂れ壁パネルと同寸法以上で幅が四十五ミリメートル以上の受け材を設置すること。

(2) 有開口壁パネルに垂れ壁部分を設ける場合にあつては、厚さが当該垂れ壁部分と同寸法以上で幅が四十五ミリメートル以上の受け材を設置すること。

ヘ 耐力壁線の上に壁パネルを設けない部分を有する場合にあつては、当該部分の上部に設けられたり、床版又は屋根版が脱着しないための措置を講じていること。

ト 第五三号イ(3)(イ)に掲げる部分の接合部が降伏する場合において、当該接合部以外のC L Tパネル工法を用いる建築物等の部分が降伏しないことが確かめられたものであること。

耐力壁の構造	無開口壁パネル等の長さ		
	九十センチメートル以上、一・五メートル以下の場合	一・五メートルを超え、二メートル以下の場合	二メートルを超える場合
イ(1)に適合するもの	〇・四	〇・五	〇・五五
イ(2)に適合するもの	〇・五五	〇・五五	〇・五五

この表において、Dsを計算する階における耐力壁の構造及び無開口壁パネル等の長さについて、異なる区分のものが混在する場合は、異なる区分ごとの数値のうち最大の数値を当該階のDsとする。

第九 許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従つた構造計算とする。

一 令第八十二条の六に定めるところによること。

二 令第八十二条第一号の規定により計算した当該階の構造耐力上主要な部分に生ずる令第八十八条第一項の規定による地震力による応力の数値に、構造耐力上主要な部分の種類に応じて次に掲げる応力割増し係数を乗じて得た数値を当該応力の数値として令第八十二条第二号及び第三号に規定する構造計算を行うこと。

イ 引張接合部(第五三号イ(3)(イ)に掲げる部分の接合部を除く。)及びせん断応力を負担する接合部(以下「せん断接合部」という。)二・五以上の数値とする。

ロ イ以外の構造耐力上主要な部分 次に掲げる基準に適合する場合にあつては耐力壁の構造及び無開口壁パネル等の長さに応じて次の表に掲げる数値以上の数値とし、当該基準に適合しない場合にあつては二・五以上の数値とする。

(1) 第八二号口からトまでに掲げる基準に適合すること。

(2) 耐力壁の構造が、次のいずれかに適合するものであること。

- (i) 第五三号イ又はロに掲げる基準に適合すること。
- (ii) 第五三号ハに掲げる基準に適合すること。

耐力壁の構造	無開口壁パネル等の長さ		
	九十センチメートル以上、一・五メートル以下の場合	一・五メートルを超え、二メートル以下の場合	二メートルを超える場合
ロ(2)(i)に適合するもの	一・三	一・六	一・八
ロ(2)(ii)に適合するもの	一・八	一・八	一・八

この表において、応力割増し係数を計算する階における耐力壁の構造及び無開口壁パネル等の長さについて、異なる区分のものが混在する場合は、異なる区分ごとの数値のうち最大の数値を当該階の応力割増し係数とする。

第十 令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算は、次の各号に定める基準のいずれかに従つた構造計算とする。

一 次に定めるところによること。

イ 令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによること。

ロ 令第八十八条第一項に規定する標準層せん断力係数を〇・三以上として計算した地震力によつて構造耐力上主要な部分(耐力壁を除く。)に生ずる力を計算して令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行うこと。

ハ 令第八十二条の六第二号ロに定めるところにより張り間方向及び桁行方向の偏心率を計算し、それぞれ〇・一五を超えないことを確かめること。ただし、偏心率が〇・一五を超える方向について、次のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。

(1) 偏心率が〇・三以下であり、かつ、令第八十八条第一項に規定する地震力について標準層せん断力係数を〇・二に昭和五十五年建設省告示第七百九十二号第七の表二に掲げるFeの数値を乗じて得た数値以上とする計算をして令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行つて安全性が確かめられた場合

(2) 偏心率が〇・三以下であり、かつ、令第八十八条第一項に規定する地震力が作用する場合における各階の構造耐力上主要な部分の当該階の剛心からの距離に応じたねじれの大きさを考慮して当該構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算して令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行つて安全性が確かめられた場合

二 前号イに定めるところによること。

2 前項の場合において、同項第一号に定める基準に従つた構造計算は、次の各号に定める基準に適合する場合に適用し、同項第二号に定める基準に従つた構造計算は、建築物が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第四号イ又はロに該当する場合に適用する。

一 耐力壁の構造が、第五三号イ又はロに掲げる基準に適合するものであること。

二 耐力壁として設ける無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分、垂れ壁部分若しくは腰壁部分に第四第一号ハに該当する開口部等を設ける場合にあつては、当該開口部等の寸法は、二十センチメートル角以下であること。

三 耐力壁として設ける無開口壁パネル等の下階に、次に掲げる基準に適合する無開口壁パネル等を耐力壁として設けること。

イ 上階の無開口壁パネル等と同じ長さ、かつ、同寸法以上の厚さであること。

ロ 接合部(第五三号イ(3)(イ)に掲げる部分の接合部を除く。)は、上階の無開口壁パネル等の接合部と同等の耐力及び変形性能を有するものであること。

四

各階の耐力壁として設ける無開口壁パネル等の長さは、次の式に適合するものとする。

Q₂ ≧ P

この式において、Q₂、L及びPは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q₂ 当該階の耐力壁として設ける無開口壁パネル等(長さが九十センチメートル以上二メートル以下であるもの)に限り、第二号の規定による開口部等を設けたものを除く。のうち計算しようとする方向に設けたものの許容せん断耐力で、次の式によって計算した数値(単位:メートルにつきキロニュートン)

Q₂ = 3/4 (Q₁ + 1.5n)

この式において、H、Q₁及びnはそれぞれ次の数値を表すものとする。

H 当該階の階高(当該階高が三メートル以下である場合は、三とする。)(単位:メートル)

Q₁ 地階を除く階数が二以下の場合にあつては十五、三の場合にあつては十(単位:メートルにつきキロニュートン)

n 耐力壁の構造が第五三号イに掲げる基準に適合する場合にあつては、当該独立無開口壁パネル及び袖壁パネル(その上下階の独立無開口壁パネル及び袖壁パネルを含む。)に緊結された垂れ壁パネル及び腰壁パネル(長さが九十センチメートル以上四メートル以下で、高さが五センチメートル以上)のものに限り、第二号の規定による開口部等を設けたものを除く。を合計した数値、耐力壁の構造が第五三号ロに掲げる基準に適合する場合にあつては、当該独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルの袖壁部分(その上下階の独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルの袖壁部分を含む。)に接する垂れ壁部分及び腰壁部分(次に掲げる基準に適合するもの)に限り、第二号の規定による開口部等を設けたものを除く。を合計した数値

(イ) 長さが九十センチメートル以上四メートル以下であること。

(ロ) 高さが五センチメートル以上であること。

(ハ) 高さが、当該垂れ壁部分又は腰壁部分に接する独立無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分の長さ(一・六七(当該独立無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分の長さ)又は腰壁部分に接する場合にあつては、〇・八三)を乗じて得た数値以下であること。ただし、当該垂れ壁部分又は腰壁部分に接する独立無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分が曲げ破壊又はせん断破壊する時の力が、当該独立無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分のQ₂に三・七五を乗じて得た数値以上であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

L 当該階の耐力壁として設ける無開口壁パネル等(長さが九十センチメートル以上二メートル以下であるもの)に限り、第二号の規定による開口部等を設けたものを除く。のうち計算しようとする方向に設けたものの長さ(単位:メートル)

P 各階に生ずる外力として、前項第一号イにより計算した令第八十八条第一項の規定による地震力(単位:キロニュートン)

五 第八号ホに掲げる基準に適合すること。

六 耐力壁として設ける壁パネルには、直交集成板規格第三条に規定する強度等級S六〇―三三三若しくはMx六〇―五―五に該当する直交集成板でラミナの厚さが二十四ミリメートル以上三十六ミリメートル以下のもの又はこれと同等以上の耐力を有するものを使用すること。

七 引張接合部が、緊結する部分に応じ、それぞれ次に掲げるものであること。

イ 第五三号イ(3)イに掲げる部分 次のいずれかに適合するもの

(1) U形の鋼材その他これに類するものにJIS B一二二〇(構造用転造両ねじアンカーボルトセツト)―二〇―〇のうちABR四九〇に適合するもの(以下単に「ABR四九〇」という。)でねじの呼びがM一六のボルトを有効長さ四十センチメートル以上を確保して接合した金物を、直交集成板に終局引張耐力が八十六キロニュートン以上となるように緊結したものの

(2) ABR四九〇でねじの呼びがM一六のボルトを有効長さ四十センチメートル以上を確保して、直交集成板に鋼板を介して終局引張耐力が八十六キロニュートン以上となるように緊結したもの

ロ 第五三号イ(3)ロに掲げる部分 次のいずれかに適合するもの

(1) U形の鋼材その他これに類するものにABR四九〇でねじの呼びがM二〇以上のボルトを有効長さ二十センチメートル以上を確保して接合した金物を、直交集成板に終局引張耐力が百三十五キロニュートン以上となるように緊結したもの

(2) ABR四九〇でねじの呼びがM二〇以上のボルトを有効長さ二十センチメートル以上を確保して、直交集成板に鋼板を介して終局引張耐力が百三十五キロニュートン以上となるように緊結したもの

(3) 第八号ニ(2)に定める基準に適合し、かつ、百三十五キロニュートン以上の終局引張耐力を有するもの

八 壁パネル相互を緊結する場合にあつては接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が一箇所当たり五十二キロニュートン以上、床パネル相互又は耐力壁線上に設けるはりその他の横架材相互を緊結する場合にあつては接合部(床パネル相互を緊結する場合にあつては、床パネル相互が接する線と耐力壁線が交さる部分に限る。)の短期に生ずる力に対する許容引張耐力が一箇所当たり五十二キロニュートン以上となるようにすること。

九 耐力壁である壁パネルと次に掲げる部分を緊結する場合にあつては、金物その他これに類するもの間隔を一メートル以下として当該壁パネルの部分に配置するとともに、当該接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が次に掲げる部分に応じ、それぞれ次に掲げる数値以上となるようにすること。

イ 基礎又は土台 一箇所当たり四十七キロニュートン

ロ 床版、小屋組又は屋根版 一箇所当たり五十四キロニュートン

第十一 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第七に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第十二 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、第八に規定する構造計算を行った場合に適用を除外することができる技術的基準として、第三二号、第四、第五(第三号イ(3)前段、ロ(3)前段及びハ(2)前段を除く。)及び第六に定める技術的基準を指定する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

国土交通省告示第六百十二号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第一条の三第一項第一号ロ(2)の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十八年四月一日

国土交通大臣 石井 啓一

建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ、同項第二号イ又は同条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によりCLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件

建築基準法施行規則(以下「施行規則」という。)第一条の三第一項第一号ロ(2)の規定に基づき、CLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分(以下「建築物等」という。)の構造計算書を次のように定める。

一 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算によりCLTパネル工法を用いた建築物等の安全性を確かめた場合 別表第一とする。

別表第一

この告示は、公布の日から施行する。

二 令第八十一条第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算によりC L Tパネル工法を用いた建築物等の安全性を確かめた場合 別表第二とする。

三 令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算によりC L Tパネル工法を用いた建築物等の安全性を確かめた場合 別表第三とする。

附 則

(一)	明示すべき事項
構造計算書の種類 構造計算チェックリスト 使用構造材料一覧表	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によつて安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される全ての材料の種類（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位 使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法 使用する指定建築材料が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号以下「法」という。）第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号 法第六十八条の二十五の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容 特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあつては、その検討内容 構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容
(二)	特別な調査又は研究の結果 果等説明書 基礎・地盤説明書（施行規則第一号の三）の項の表三の規定に基づき国土交通大臣があらかじめ適切であるとして認定した方法により基礎の許容支持力を算出する場合の当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあつては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。
基礎・地盤説明書（施行規則第一号の三）の項の表三の規定に基づき国土交通大臣があらかじめ適切であるとして認定した方法により基礎の許容支持力を算出する場合の当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあつては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。	地盤調査方法及びその結果 地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置 地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。） 基礎の工法（地盤改良を含む。）の種類、位置、形状、寸法及び材料の種類 構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値 地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎の許容支持力の数値及びそれらの算出方法 各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置

略軸組図	部材断面表
断面計算書（断面検定比図を含む） 基礎反力図を含む。	全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置 各階及び全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様 固定荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊な荷重」という。）の数値及びその算出方法 積雪荷重の数値及びその算出方法 風圧力の数値及びその算出方法 地震力の数値及びその算出方法 土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法 略図上に記載した特殊な荷重の分布 構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法 地震時（風圧力によつて生ずる力が地震力によつて生ずる力を上回る場合にあつては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率 平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第三号様式に定める応力図及び同告示別記第四号様式に定める基礎反力図に記載すべき事項 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の応力度と許容応力度の比率 平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第五号様式に定める断面検定比図に記載すべき事項 基礎の、床版、小はりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書
使用上の支障に関する計算書 基礎の等計算書	令第八十二条第四号に規定する構造計算の計算書

(五)	使用構造材料一覧表	保有水平耐力計算結果一覧表	各階及び各方向の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布	架構の崩壊形	保有水平耐力、 D_s 、 F_{es} 及び必要保有水平耐力の数値	各階及び各方向の D_s の算定時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況	各階及び各方向の構造耐力上主要な部分である部材の部材群としての部材種別	各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向におけるせん断力と層間変形角の関係	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用される全ての材料の種別（規格がある場合）については、当該規格）及び使用部位	使用材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法	(四)	保有水平耐力計算書	層間変形角計算結果一覧表	(三)	層間変形角計算書	層間変位の計算に用いる地震力	地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法	各階及び各方向の層間変形角の算出方法	各階及び各方向の層間変形角	損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容（層間変形角が二百分の一を超え百二十分の一以内である場合に限る。）	保有水平耐力計算に用いる地震力	各階及び各方向の保有水平耐力の算出方法	平成二十八年国土交通省告示第六百一十一号（以下単に「告示」という。）第八十二条に規定する各階の構造特性を表す D_s （以下この表において「 D_s 」という。）の算出方法	令第八十二条の三第二号に規定する各階の形状特性を表す F_{es} （以下この表において「 F_{es} 」という。）の算出方法	各階及び各方向の必要保有水平耐力の算出方法	構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容

別表第二

(一)	構造計算書の種類	構造計算チェックリスト	使用構造材料一覧表	特別な調査又は研究の結果等説明書	構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容	明示すべき事項	<p>一 確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことその他の構造計算書の構成を識別できる措置を講じること</p> <p>二 建築物の構造等の実況に応じて、当該建築物の安全性を確かめるために必要な図書の追加変更等を行うこと</p> <p>三 他の構造を併用する建築物にあつては、それぞれの構造種別に応じて構造計算書を作成すること</p> <p>四 この表の略図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあつては、省略することができる。</p>	<p>荷重・外力計算書</p> <p>風圧力の数値及びその算出方法</p>	<p>応力計算書</p> <p>屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法</p>	<p>屋根ふき材等計算書</p> <p>令第八十二条の四に規定する構造計算の計算書</p>

(二)

基礎・地盤説明書(施行規則第一条の三第一項の土中第一條の規定に基づき土中第一條があらかじめ適切であると認定した計算書)の写しを添えた場合、許容支持力を算出するにあつては、当該認定に係る図書のうち国土交通大臣の指定したもの(を除く)を	基礎調査方法及びその結果	地盤調査方法及びその結果	地層構成、支持地盤及び建築物(地下部分を含む)の位置	地下水位(地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く)	基礎の工法(地盤改良を含む)の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別	構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値	地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置	略軸組図	略軸組図	部材断面表	荷重・外力計算書	応力計算書(応力図及び基礎反力図を含む)	
平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第三号様式に定める応力図及び同告示別記第四号様式に定める基礎反力図に記載すべき事項	地震時(風圧力によつて生ずる力が地震力によつて生ずる力を上回る場合)にあつては、暴風時における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法	略軸組上に記載した特殊な荷重の分布	土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法	地震力の数値及びその算出方法	積雪荷重の数値及びその算出方法	風圧力の数値及びその算出方法	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法	各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法	固定荷重の数値及びその算出方法	各階及び全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様	各階及び全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法	各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法

断面計算書(断面検定比図を含む)	基礎ぐい等計算書	使用上の支障に関する計算書	層間変形角計算書	層間変形角計算結果一覧表	使用構造材料一覧表	荷重・外力計算書	応力計算書	屋根ふき材等計算書	剛性率・偏心率等計算書	(五)	
構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む)の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種別及び当該荷重が作用する方向	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む)の軸方向、曲げ及びせん断の応力度	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む)の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む)の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度	許容応力度の比率	平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第五号様式に定める断面検定比図に記載すべき事項	基礎ぐい、床版、小はりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書	令第八十二条第四号に規定する構造計算の計算書	令第八十二条の四に規定する構造計算の計算書	各階及び各方向の剛性率を計算する場合における層間変形角の算定に用いる層間変位の算出方法	各階及び各方向の剛性率の算出方法	各階の剛心周りのねじり剛性の算出方法

別表第三

構造計算書の種類	明示すべき事項
(一) 構造計算チェックリスト 使用構造材料一覧表	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によつて安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他の他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）に使用される全ての材料の種類（規格がある場合にあっては、当該規格）及び使用部位 使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法 使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号
特別な調査又は研究の結果等説明書	法第六十八条の二十五の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等の特異な構造方法等が使用されている場合にあっては、その認定番号、使用条件及び内容 特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあっては、その検討内容 構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容 地盤調査方法及びその結果 地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む）の位置 地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く）
(二) 基礎・地盤説明書（施行規則第一条の三第一項の表三中の規定に基づき国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐい算許容支持力を算出する場合）	基礎の工法（地盤改良を含む）の種類、位置、形状、寸法及び材料の種類別 構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値 地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法 各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置 全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置 各階及び全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様 固定荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法 積雪荷重の数値及びその算出方法 風圧力の数値及びその算出方法 地震力の数値及びその算出方法 土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法 略伏図上に記載した特殊な荷重の分布 構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法 地震時（風圧力によつて生ずる力が地震力によつて生ずる力を上回る場合にあっては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率 平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第三号様式に定める応力図及び同告示別記第四号様式に定める基礎反力図に記載すべき事項 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度

構造計算書の作成に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- 一 確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことその他の構造計算書の構成を識別できる措置を講ずること。
- 二 建築物の構造等の実況に応じて、当該建築物の安全性を確かめるために必要な図書の追加、変更等を行うこと。
- 三 他の構造を併用する建築物にあっては、それぞれの構造種別に応じて構造計算書を作成すること。
- 四 この表の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあっては、省略することができる。

断面計算書（断面検定比図を含む）	基礎反力図を含む）	略伏図	略軸組図	部材断面表	荷重・外力計算書
基礎の工法（地盤改良を含む）の種類、位置、形状、寸法及び材料の種類別 構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値 地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法 各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置 全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置 各階及び全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様 固定荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法 積雪荷重の数値及びその算出方法 風圧力の数値及びその算出方法 地震力の数値及びその算出方法 土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法 略伏図上に記載した特殊な荷重の分布 構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法 地震時（風圧力によつて生ずる力が地震力によつて生ずる力を上回る場合にあっては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率 平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第三号様式に定める応力図及び同告示別記第四号様式に定める基礎反力図に記載すべき事項 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度	基礎反力図を含む） 構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値 地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法 各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置 全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置 各階及び全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様 固定荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法 積雪荷重の数値及びその算出方法 風圧力の数値及びその算出方法 地震力の数値及びその算出方法 土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法 略伏図上に記載した特殊な荷重の分布 構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法 地震時（風圧力によつて生ずる力が地震力によつて生ずる力を上回る場合にあっては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率 平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第三号様式に定める応力図及び同告示別記第四号様式に定める基礎反力図に記載すべき事項 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度	基礎の工法（地盤改良を含む）の種類、位置、形状、寸法及び材料の種類別 構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値 地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法 各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置 全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置 各階及び全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様 固定荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法 積雪荷重の数値及びその算出方法 風圧力の数値及びその算出方法 地震力の数値及びその算出方法 土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法 略伏図上に記載した特殊な荷重の分布 構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法 地震時（風圧力によつて生ずる力が地震力によつて生ずる力を上回る場合にあっては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率 平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第三号様式に定める応力図及び同告示別記第四号様式に定める基礎反力図に記載すべき事項 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度	基礎の工法（地盤改良を含む）の種類、位置、形状、寸法及び材料の種類別 構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値 地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法 各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置 全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置 各階及び全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様 固定荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法 積雪荷重の数値及びその算出方法 風圧力の数値及びその算出方法 地震力の数値及びその算出方法 土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法 略伏図上に記載した特殊な荷重の分布 構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法 地震時（風圧力によつて生ずる力が地震力によつて生ずる力を上回る場合にあっては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率 平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第三号様式に定める応力図及び同告示別記第四号様式に定める基礎反力図に記載すべき事項 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度	基礎の工法（地盤改良を含む）の種類、位置、形状、寸法及び材料の種類別 構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値 地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法 各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置 全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置 各階及び全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様 固定荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法 積雪荷重の数値及びその算出方法 風圧力の数値及びその算出方法 地震力の数値及びその算出方法 土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法 略伏図上に記載した特殊な荷重の分布 構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法 地震時（風圧力によつて生ずる力が地震力によつて生ずる力を上回る場合にあっては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率 平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第三号様式に定める応力図及び同告示別記第四号様式に定める基礎反力図に記載すべき事項 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度	基礎の工法（地盤改良を含む）の種類、位置、形状、寸法及び材料の種類別 構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値 地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法 各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置 全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置 各階及び全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様 固定荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法 積雪荷重の数値及びその算出方法 風圧力の数値及びその算出方法 地震力の数値及びその算出方法 土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法 略伏図上に記載した特殊な荷重の分布 構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法 地震時（風圧力によつて生ずる力が地震力によつて生ずる力を上回る場合にあっては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率 平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第三号様式に定める応力図及び同告示別記第四号様式に定める基礎反力図に記載すべき事項 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度

(三)	基礎ぐい等計算書	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度
	使用上の支障に関する計算書	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の応力度と許容応力度の比率 平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第五号様式に定める断面検定比図に記載すべき事項
(四)	使用構造材料一覧表	基礎ぐい、床版、小はりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書 令第八十二条第四号に規定する構造計算の計算書
	荷重・外力計算書	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用される全ての材料の種類（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位 使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法 使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号 風圧力の数値及びその算出方法
	応力計算書	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法
	屋根ふき材等計算書	令第八十二条の四に規定する構造計算の計算書
	偏心率等計算書	各階の剛性周りのねじり剛性の算出方法
	偏心率等計算結果一覧表	各階及び各方向の偏心率の算出方法 告示第十（第一項第一号イ及びハを除く。）による計算の根拠
構造計算書の作成に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。		
一 確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことその他の構造計算書の構成を識別できる措置を講じること。		
二 建築物の構造等の実況に応じて、当該建築物の安全性を確かめるために必要な図書の追加、変更等を行うこと。		
三 他の構造を併用する建築物にあつては、それぞれの構造種別に応じて構造計算書を作成すること。		
四 この表の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあつては、省略することができる。		

○国土交通省告示第六百十三号
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十六条の二第五号の規定に基づき、建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十三号）の一部を次のように改正する。
平成二十八年四月一日
国土交通大臣 石井 啓一

第四号イ中「(10)まで」を「(11)まで」に改め、(10)を(11)とし、(9)の次に次のように加える。
(10) C L Tパネル工法を用いた建築物の構造部分について、平成二十八年国土交通省告示第六百一十一号第九号第二号に定める構造計算を行ったもの
第四号ロ(2)及び第五号中「(9)まで」を「(10)まで」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第二号の規定に基づき、免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十二年建設省告示第二千九号）の一部を次のように改正する。
平成二十八年四月一日
国土交通大臣 石井 啓一

第四号第二号イ中「並びに平成十五年国土交通省告示第四百六十三号第八号（基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。）を、「平成十五年国土交通省告示第四百六十三号第八号第二号（基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。）並びに平成二十八年国土交通省告示第六百一十一号第三号第一号」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百十五号

道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第四条第一項の規定に基づき、指定都道府県等を次のとおり指定したので、同条第二項の規定に基づき、公示する。
平成二十八年四月一日
国土交通大臣 石井 啓一

指定する都道府県

- 一 栃木県
- 二 埼玉県
- 三 岡山県
- 四 鹿児島県

指定する市区町村

- 一 茨城県五霞町
 - 二 東京都江東区
- 国土交通省告示第六百十六号
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条の規定に基づき、公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法を定める告示（平成六年運輸省告示第八百九十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日以降に公示され又は告示される選挙について適用する。
平成二十八年四月一日
国土交通大臣 石井 啓一

第一条第六号中「旅客会社及び」を「旅客会社」に改め、「新会社」の下に「及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二号第一項に規定する新会社」を加え、同条第七号イの表中「五、八六〇円」を「六、二四〇円」に、「一、六一〇円」を「二、三五〇円」に、「一七、二九〇円」を「一八、四〇〇円」に改め、同号ロ中「二三、七八〇円」を「二五、一四〇円」に改める。
第一条の二第七号イの表中「五、八六〇円」を「六、二四〇円」に、「一、六一〇円」を「二、三五〇円」に、「一七、二九〇円」を「一八、四〇〇円」に改め、同号ロ中「二三、七八〇円」を「二五、一四〇円」に改める。
三五〇円に、「一七、二九〇円」を「一八、四〇〇円」に改め、同号ロ中「二三、七八〇円」を「二五、一四〇円」に改める。

第二条第六号イ中「一七、二九〇円」を「一八、四〇〇円」に改める。